

論点① 地図データ（XML形式）の提供方法について

<提供方法①：官公署に対して>

官公署から管轄登記所に対して、法令上の根拠に基づき地図データの提供の依頼があり、その使用目的が当該法令の趣旨に照らして相当と認められる場合には、地図データを提供している。

- ◆ 地番を含むXML形式での依頼に対応している。
- ◆ 地番区域をもって依頼することができ、案件に応じて、都道府県単位ごとに提供している。

<提供方法②：民間事業者等に対して>

令和3年度までに登記所備付地図データの提供を可能とすることとされている（官民データ活用推進施策の一環。「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）・「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和2年7月17日閣議決定））。

- ◆ 地理空間情報活用推進基本法第18条第2項に基づき、毎年、全国分の地図データをXML形式でG空間情報センター（※）を介して一般に公開予定。（※）一般社団法人社会基盤情報流通推進協議会が運用を行っているもの。

論点② 地番の個人情報該当性について

【前提】不動産登記や地番情報等のデータの提供の実現について

当省としては、①・②の検討・整理が必要と認識している。

- ① 地番等の情報の「保有個人情報」（行個法第2条第5項）該当性
- ② 該当する場合、保有個人情報を本来の目的以外の目的で第三者（提供先となる他の行政機関等）に提供することについての行個法第8条の適用関係

※ 提供先となる他の行政機関等から個人情報を公開する際の個人情報の取扱いに関しては、当該他の行政機関等における行個法の適用の問題。

当省としては、地番の個人情報該当性に関して、「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン」に基づき、次のように理解している（9ページ、45ページQ9等参照）。

- ① 地番を含め、土地や建物の所在を示す地理空間情報は、不動産登記情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるため、地番も含めて「保有個人情報」に該当。
- ② 「保有個人情報」の本来の利用目的外の利用・提供に当たっては、行個法第8条第1項の「法令に基づく場合」又は行個法第8条第2項各号に該当することが必要。

第7回成長戦略ワーキング・グループにおけるヒアリング（法務省説明資料）

論点③ オープンデータのための行個法第8条第1項の活用について

オープンデータの重要性については十分に認識

▶ G空間情報センターを介した登記所備付地図データの公開（令和3年度末までに実現予定）

→ 提供する地図データに地番を含むこともあり得る。

→ 「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン」において、地番を提供することは可能である旨が明確化されることを希望。

・ 地番が個人情報に該当しない、と改めて整理することも否定するものではない。

・ それが困難であっても①行個法第8条第1項の「法令に基づく場合」の「法令」に地理空間情報活用推進基本法第18条第2項が該当すると整理する、又は②行個法第8条第2項第4号の「保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」に該当すると整理する方向で検討することについて、地理空間情報活用推進会議事務局（内閣官房地理空間情報活用推進室）に提案してきたところ。

論点④ (i) 地図の整備について (ii) 個人情報に属する可能性のある情報以外の情報の個人情報該当性について

(i) 明治期に作成された「公図」（不動産登記法第14条第4項の「地図に準ずる図面」）の意義

▶ 登記所備付地図（同法第14条第1項の「地図」。世界測地系の座標値を有するもの。）の整備が全国で完了している状況にはない。

→ 当該地図が備え付けられるまでの間、これに代えて「公図」を備え付けることとしているもの。

▶ 各法務局・地方法務局において登記所備付地図作成作業を実施しており、また、国土調査法に基づく地籍調査の成果物（地籍図等）を活用するなど、各省連携を図りつつ地図の整備の推進に取り組んでいるところ。

(ii) ①「不動産番号」や「地番を含む地図情報」…

不動産番号や地番を用いて不動産登記情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため、「保有個人情報」（行個法第2条第5項）に該当。

②「地目」や「地番を含まない地図情報」…

当省では、その情報単体で保有しているものではないが、仮にそのような情報（非識別加工のされた情報）を作成して保有したとすれば、それは「保有個人情報」に当たらない余地があると考えられる。

参照条文

- 地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）
（定義）

第二条 この法律において「地理空間情報」とは、第一号の情報又は同号及び第二号の情報からなる情報をいう。

一 空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報（当該情報に係る時点に関する情報を含む。以下「位置情報」という。）

二 前号の情報に関連付けられた情報

3 この法律において「基盤地図情報」とは、地理空間情報のうち、電子地図上における地理空間情報の位置を定めるための基準となる測量の基準点、海岸線、公共施設の境界線、行政区画その他の国土交通省令で定めるものの位置情報（国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）であって電磁的方式により記録されたものをいう。

（基盤地図情報等の円滑な流通等）

第十八条

2 国は、その保有する基盤地図情報等を原則としてインターネットを利用して無償で提供するものとする。

- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）
（定義）

第二条

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

5 この法律において「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。（略）

（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。